

建設国保 函館 News



平成29年12月号

発行所
建設連合・函館地方建設組合
〒040-0032
函館市新川町 21 番 5 号
TEL0138-26-3861 FAX0138-23-5411

この号の内容

- 1 『集団健診』終了
- 2 受診券
健診費用補助制度
- 3 小規模企業共済
- 4 『組合員資格』の
再確認
- 5 年間領収書
- 6 年末年始休み
- 7 保険料納付期日



平成29年度『集団健診』終了

平成 29 年度『集団健診』、全 4 回(4 月・6 月・8 月・10 月)無事終了いたしました。今年度は 3 回から 4 回に増やして実施致しました。
受診率(40 歳以上)は以下の通りです。

	建設国保時函館支部 特定健診受診率	厚生労働省 目標受診率
平成 26 年度	34.5%	70.0%
平成 27 年度	36.3%	
平成 28 年度	37.6%	
平成 29 年度	39.3%	

支部の受診率は毎年少しずつ上がっていますが、厚生労働省の目標受診率まではまだまだ足りません。

日本人の死因の半数以上は生活習慣病です!!



受診券 & 健診費用補助制度について

今回、支部主催の集団健診に参加できなかった 40 歳以上 の組合員・扶養家族の方へ受診券を同封いたしました。集団健診日と予定が合わず健診を受けられなかった方はぜひ受診券を利用して、ご自身の健康チェックに役立ててください。

★受診券の使い方

費用負担はありません。

受診券が使える
健診機関を探す。
(当国保組合のホームページ又は
健診機関へお問合せ下さい。)



健診機関に連絡
して予約をする。

受診券と保険証
を提示して健診
を受ける。



※留意事項…①集団健診を受けた方は利用できません。②資格を喪失した場合は使用できません。

受診券以外にも健診費用補助制度があり、満 16 歳以上になる組合員・扶養家族の方は、特定健診以外の健診(人間ドック・がん検診・脳ドック等)を受けたとき、申請により、その費用を当組合が補助する制度です。申請できるのは年度内に受けた健診のうち 1 回限りです。

※留意事項… ①自己負担後、2~3 ヶ月後に口座へ振り込みになります。

②40 歳以上の方は集団健診・受診券使用後でも該当になります。

補助金額等ご不明な点があれば窓口までお問合せ下さい。



小規模企業共済制度について



小規模企業共済とは・

小規模企業共済制度は、個人事業主や会社役員、経営者などが事業を廃止または会社を退職する際に、それまで積み立てた掛金に応じて退職金を受け取れる制度です!!

経営者のための
退職金



《加入資格》

- ・建設業を営む場合は、一人親方・個人事業主・会社役員
- ・サービス業(設計・測量・地質調査業等)を営む場合は従業員の数が5人以下の個人事業主または会社役員。
- ・個人事業主が営む、事業の経営に携わる共同経営者。

《小規模企業共済のポイント》

ポイント
1

掛金は、月 1,000 円～70,000 円の範囲で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。

ポイント
2

共済金は、廃業・退職時に受取り可能。満期や満額はありません。

ポイント
3

共済金を一括で受け取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。



ポイント
4

共済金を分割で受け取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

ポイント
5

共済金等の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心をしっかりと守ることができます。

ポイント
6

納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸し付けも可能。もしもの時のサポートになります。

国がつくった、安心でお得な制度・



節税で、
今日からおトク。

節 税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

確かな備えで、
未来もナットク。

経営者の退職金

小規模企業共済制度は建設自営業や一人親方さんが、事業をやめられた後の生活の備えとなる「自営業者の退職金」です。



《掛金の全額所得控除による節税額一覧表》

課税される 所得金額	加入前の税額 (所得税 + 住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額 1 万円	掛金月額 3 万円	掛金月額 7 万円
200 万	309,600 円	20,700 円	56,900 円	129,400 円
400 万	785,300 円	36,500 円	109,500 円	241,300 円
600 万	1,393,700 円	36,500 円	109,500 円	255,600 円

《共済金額一覧表 掛金月額 30,000 円の場合》

掛金納付年数	掛金合計	共済 A (A 共済事由)	共済 B (B 共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の廃止 ・個人事業主の死亡 ・会社等の解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢給付(※1) ・会社等役員の傷病・負傷・65 歳以上での退任 ・会社等役員の死亡など
5 年	1,800,000 円	1,864,200 円	1,843,800 円
10 年	3,600,000 円	3,871,800 円	3,782,400 円
15 年	5,400,000 円	6,033,000 円	5,821,200 円
20 年	7,200,000 円	8,359,200 円	7,976,400 円
30 年	10,800,000 円	13,044,000 円	12,635,400 円

共済金 A・B : 6 ヵ月未満は掛捨てとなります。

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときなどには、変更されることがあります。

準共済金 : 12 ヵ月未満は掛捨てとなります。

(※1)65 歳以上で 180 ヵ月以上掛金を納付した方に限る。

解約手当金 : 12 ヵ月未満は掛捨てになり、240 ヵ月未満は掛金合計額を下回ります。

『組合員資格』の再確認の実施について

平成 30 年度は 2 年に 1 度行われる、建設連合国民健康保険組合に加入する組合員の資格確認調査を実施します。個人事業主・一人親方の皆さんの資格確認には客観的証拠書類として「平成 29 年確定申告 B」のコピーになります。

また、確定申告書の職業欄には業種を記載して税務署に提出をお願いします。

なお、電子申告で確定申告を行う場合も同様になります。電子申告を終了した証明書も併せてコピーをお願いします。

※提出すべき書類を出さない及び書類等に不備がある組合員については保険証の更新交付を受けることができない場合があります。

職業欄には必ず『ご自身の業種』を記入して下さい。



国保保険料領収証明書発行について

国保保険料領収証明書(1月から12月まで納入された分)は、必要な方のみ発行します。こちらへお越しの際は、お気軽に窓口へお声がけください。遠方の方は送付しますので、支部へご連絡ください。

納入の遅延や10日の引落ができないと、年内の入金扱いになりませんのでご了承下さい。

領収証明書は国保保険料・介護保険料の合算した金額になります。

年末年始の休業のお知らせ

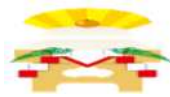


◆年末年始のお休み

平成 29 年 12 月 28 日(木曜日)12 時～

平成 30 年 1 月 8 日(月曜日)まで

平成 30 年 1 月 9 日(火曜日)から通常営業



国保保険料(組合費含)は
毎**10日**が納期です。

保険料(組合費含)は毎月10日までに納入することになっています。(例:1月分は12/10まで)納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

インフルエンザ補助・保養施設補助等のご希望、お申し込みも窓口へお問合せ下さい。